

介護保険 要介護（要支援）認定を受けている方の税控除について

障害者控除

納税者本人または扶養親族の方が、所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障害者と同程度であると福祉事務局長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は、次へ申請して事前にご用意ください。

○申請対象者：65歳以上で、平成26年12月31日現在 介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方（主治医意見書で心身の状態を確認します）

○申請場所：高齢福祉課または各支所福祉課

○必要なもの：対象者の印鑑

○申請期限：12月26日（金）必着

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

※平成22年以降に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。詳しくはお問い合わせください。

おむつ代の医療費控除

納税者本人または生計を一にする方のために医療費を支払った場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

寝たきりの方が使用したおむつ代についても、医療費控除の対象となりますが、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

なお、要介護（要支援）認定を受けていて、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方は、「おむつ使用証明書」に代わって、市が交付する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で控除を受けられる場合があります。確認書が必要な方は、次へ申請して事前にご用意ください。

○申請対象者：要介護認定を受けている方で、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方（主治医意見書で身体の状態・おむつ使用の必要性を確認します）

○申請場所：高齢福祉課または各支所福祉課

○必要なもの：対象者の印鑑

※おむつ使用の必要性が確認できた方には、確認書を交付します。

※昨年以前に確認書を発行した方でも、本年の申告用に改めて確認書が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】 ○書類交付に関すること：高齢福祉課（内線171・173）、笠間支所福祉課（内線72133）
岩間支所福祉課（内線73173）

○税の控除に関すること：税務課（内線112・113・115）

いばらき高齢者優待制度の開始について

◇65歳以上の高齢者を対象に、店舗ごとの料金割引やポイント加算等の特典が受けられるいばらき高齢者優待制度を12月1日（月）から開始します！

◇優待カード（いばらきシニアカード）は、11月25日（火）から配付します。住所、生年月日が確認できるものを持参のうえ、配付を希望されるご本人が窓口にお越しください。

※配付窓口：高齢福祉課、各支所福祉課

【問合せ】

配付に関すること 高齢福祉課（内線174）

制度に関すること 茨城県長寿福祉課 Tel.029-301-3326

詳しくは11月25日開設の茨城県長寿福祉課ホームページをご覧ください。<http://www.senior.pref.ibaraki.jp>



カードの利用は、65歳以上のご本人様のみ可能です

ふりがな	市町村名
氏名	
生年月日（明・大・昭）	年 月 日血液型 型士
住 所	
緊急連絡先 電話	（ 様方）
かかりつけ医	電話
管轄	地域包括支援センター 電話